

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>定刻になりました。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。これより、令和4年度第1回沖縄地方最低賃金審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日の審議会は、皆様の机上配布させていただいております議事次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、最低賃金法第24条第3項の規定により審議会の会長が行うこととなっておりますが、本日、今年度第1回目の会議ということで、冒頭部分を事務局の方で務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>これから先、私の方で説明させていただきます。賃金室長の梅澤と申します。内容の根拠となる関係法令条文等につきましては、今皆様のお手元にお配りさせていただいております青枠インデックス資料の6番を開いていただきますと最低賃金法関係を抜粋で載せております。こちらの方を御参考にしていただければというふうに思います。</p> <p>まず関係法令等の詳細につきましては、本日配布又は既に配布させていただいております「最低賃金決定要覧」に掲載されておりますので、御確認に活用していただければと思います。</p> <p>はじめに、審議会の開催に当たりまして、各委員の出欠の状況でございます。沖縄地方最低賃金審議会の委員につきましては、最低賃金審議会令第2条第2項に基づき、公益、労働者側、使用者側各5名、計15名で構成されております。本日の出席者数は、公益委員が5名、労働者側委員5名、使用者側委員が5名の計15名全員の参加になります。</p> <p>よって本審議会は、審議会令第5条第2項の定足数全体の2/3以上を満たしており、本議会が有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>議事次第1番目、「沖縄地方最低賃金審議会委員の紹介」に移ります。</p>

	<p>委員の皆様につきましては、昨年4月1日から今年度末の令和5年3月31日までの2年の任期で委嘱させていただいております。</p> <p>なお、事情により、前年度途中から労働者側委員1名が改選、新たに任命されて、3月に開催しました令和3年度第6回沖縄地方最低賃金審議会において御紹介が済みしております。また、委員の現職変更につきましても御報告を終えております。</p> <p>今回、青杵インデックスの方の1番をめぐっていただきますと、この2年間委嘱をお願いしている委員の名簿が資料1として、ついておりますが、使用者側委員の田端委員のところの現職変更がございまして報告をいただいております。常務理事から専務理事への変更ということで、こちらの方を変更させていただいていることを御報告いたします。</p> <p>以上、こちらの名簿の確認をもって、ひとりずつの紹介は省略させていただきます。追加変更等ございましたら、またお知らせいただければ修正等させていただきたいと思っております。</p> <p>なお、事務局につきましては、仁木労働基準部長が異動となり、後任に嘉手納労働基準部長が着任しておりますので、御挨拶の方をお願いしたいと思います。</p>
<p>嘉手納労働基準部長</p>	<p>皆さんこんにちは。今年4月1日付で労働基準部長を拝命しました嘉手納と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、昨年度から最低賃金審議会の委員として、沖縄県最低賃金の改正に御尽力いただいていること、誠に感謝申し上げます。私事ではありますが、平成29年から3年間、賃金室に勤務して、審議会の運営に携わっておりました。その頃を思い出して、非常に特別な思いを感じております。その経験を踏まえて、今年度の審議会の運営が円滑に進められるように務めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお</p>

	<p>願ひ申し上げます。</p>
梅澤賃金室長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議事次第の2番目に進んでいきます。「会長、会長代理の選任」に移りたいと思います。</p> <p>青枠インデックスの資料6番を開いていただきますでしょうか。先程の最低賃金法関係の抜粋のところです。こちらの真ん中あたりに、第24条、会長及び会長代理は最低賃金法第24条第2項並びに第4項の規定により、「公益委員のうちから、委員が選挙する」とされておりますので、公益委員のうちから会長及び会長代理の推薦をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>どなたか御発言をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">( 委員 挙手 )</p> <p>石川委員、お願いいたします。</p>
石川委員	<p>石川から推薦させていただきたいと思います。昨年から引き続きになるのですが、豊富な経験と周りからの信頼がございますので、まず会長に島袋秀勝委員、会長代理に上江洲純子委員を推薦したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
梅澤賃金室長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、会長に島袋委員の御推薦、会長代理に上江洲委員の御推薦をいただきました。委員の方々、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なし の声 )</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>只今、異議なしの御意見ございましたので、皆様の御了承が得られたとい</p>

	<p>うことで、今年度の当審議会の会長には島袋委員、会長代理には上江洲委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、これからの当審議会の議事の進行につきましては、島袋会長にお願いしたいと思います。</p>
島袋会長	<p>島袋です。昨年度に引き続き、会長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。</p> <p>沖縄地方最低賃金審議会における調査審議が労使各委員の御理解と御協力を得て、円滑に進めることができるように努めてまいります。よろしくお願いいたします。会長代理の上江洲委員からも一言御挨拶お願い致します。</p>
上江洲会長代理	<p>皆様、上江洲でございます。昨年度に引き続いて、会長代理という会長を支える立場をお引き受けすることになりました。審議も難航が予想されるところでございますけれど、円滑な運営に努めていきたいというふうに思っておりますので、皆様、御協力の方よろしくお願いいたします。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは早速ですが、議事次第の3番目、「沖縄県最低賃金の改正決定について」の諮問に移ります。</p> <p>西川労働局長、よろしくお願いいたします。</p> <p>( 西川労働局長が、公益委員席後方に移動 )</p> <p>( 西川労働局長が、「沖縄県地域別最低賃金の改正決定について」(諮問)文を読み上げて、島袋会長に手交 )</p> <p>( マスコミ、撮影 )</p> <p>( 西川労働局長、島袋会長、所定の席に戻る )</p>

	<p>只今、西川労働局長より、当審議会へ今年度の沖縄県最低賃金改正決定に係る諮問を受けました。</p> <p>本日の各審議事項に入る前に、議事次第の4番目となりますが、西川労働局長より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
西川沖縄労働局長	<p>皆様こんにちは。沖縄労働局長の西川でございます。本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>令和4年度第1回沖縄地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>今年度、任期2年目を迎えられました当審議会委員の皆様には日頃から労働行政に対しまして、多大なる御理解と御支援を賜っておりますこと、まずもって厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、県内の新型コロナウイルス感染者数については、依然高止まりの状況の中でございますが、先月の10日に日銀の那覇支店から公表された県内金融経済概況によりますと、県内景気は厳しい状況にありますけれども、持ち直しの動きが見られるということです。</p> <p>また、我々所管しております労働行政の雇用情勢についても、先週の1日、5月の雇用情勢を発表させていただきました。5月の有効求人倍率については、0.95倍で前月比0.03ポイント上昇と。また新規の求人倍率は、1.97倍と、前月比0.25ポイント上昇となっております。</p> <p>まだまだ全国と比べますと、全国で唯一、1倍を下回るという沖縄県の経済雇用情勢で依然と厳しいという状況にあります。昨年の秋以降、徐々にではありますが、ゆるやかに回復傾向が継続して続いております。</p> <p>さて、先月7日に閣議決定をいたしました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針2022におきましては、全国各地での賃上げの機運の一層の拡大を図る。それから、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p>

	<p>それから、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円となることを目指し、引上げに取り組む、としておきまして、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会、生計費、賃金、賃金の支払能力を考慮し、しっかり議論するとしております。</p> <p>沖縄県におきましても、成長と分配の好循環を創出する持続的な賃金上昇に向けて、労働生産性等の向上と併せまして、企業が賃上げしやすい環境整備が必要になってくると考えております。</p> <p>沖縄労働局としましても、新型コロナウイルス感染症が及ぼす経済に対する影響に対して、まずは雇用の維持にしっかりと取り組んでいただくために、各種の施策を実施しております。</p> <p>御承知のとおり、業務改善助成金、雇用調整助成金、そうしたものの、周知広報。それから、迅速な支給ということで、事業の継続、雇用の確保、生活の下支えに万全を期しております。</p> <p>当審議会におかれましては、こうした状況についても十分考慮していただきながら、今後、中央最低賃金審議会で示される目安額も踏まえ、今年度の沖縄県の最低賃金額改定につきまして、御審議をいただきますよう、なにとぞよろしくお願い致します。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事次第5の審議事項に入ります。</p> <p>審議事項(1)は、「沖縄地方最低賃金審議会運営規程について」となっております。沖縄地方最低賃金審議会運営規程につきましては、毎年度、審議の上で承認することとなっております。事務局から、規程案について、説明をお願い致します。</p>

梅澤賃金室長	<p>規程案について、説明させていただきます。</p> <p>まず、青枠インデックス資料6を再度開いていただけますでしょうか。</p> <p>最低賃金法第26条におきまして、「最低賃金審議会に関し、必要な事項は政令で定める」と規定され、「審議会令」が制定されております。</p> <p>審議会令の概要は、各委員の定数、任命手続、審議会及び専門部会の招集、議事、庶務、その他運営に必要な事項等について定められておりますが、審議会令第8条におきまして、「この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める」とこととされております。</p> <p>続きまして、青枠インデックス資料3に戻っていただけますでしょうか。</p> <p>資料3に沖縄地方最低賃金審議会運営規程(案)をご参照ください。</p> <p>毎年、第1回審議会、又は必要に応じて、規程内容の改正の必要性等につきまして御審議いただいております。今回お配りしております(案)につきましては、これまで審議いただきました結果を踏まえ、提案させていただいたものであります。</p> <p>昨年度の第1回本審において、一部文言の修正指摘がございましたが、それを修正の上、御承認いただきましたが、それより今年度(案)への変更点はございません。</p> <p>なお、文言に変更はございませんが、テレビ会議方式、昨年追加した内容ですけれど、昨年度は「Webex」というものを使用しましたが、今年度は厚生労働省本省から、「Microsoft Teams」を利用するという指示がありましたので、使用するソフトだけ違ってくるということだけ御報告させていただきます。内容は昨年と同様となりますが、場合によっては接続可能な会場や機器の確保の状況により事務局対応が困難となることをご了承いただきたいと思います。この場合は、原則会場参加となりますので、テレビ会議方式により参加予定であった方は不参加の判断となります。</p> <p>本件(案)内容でご承認いただければ、本日付での施行となります。ご検</p>
--------	---

	<p>討いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、事務局から運営規程(案)の説明がありました。これについて、御質問、御意見等あればお願い致します。</p> <p>( 意見等なし )</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、御承認いただきましたので、青枠インデックス資料3のタイトルから(案)を削除いただきまして、文書末尾の附則の施行日を、本日令和4年7月4日より施行としていただき、本年度は、本規程に基づき審議会を進めていきたいと思っております。</p> <p>早速、本規程第7条「議事録及び議事要旨」の第1項の規定によりまして、本日の審議会の議事録署名人を決定させていただきたいと思っております。</p> <p>労働者側委員の方は石川委員、使用者側委員の方は比嘉委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>( はいの声 )</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議事次第5の(2)「沖縄地方最低賃金専門部会の設置等について」に移ります。事務局の方で説明お願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>再度、青枠インデックスの資料6をご覧くださいと思います。</p> <p>最低賃金法第25条第2項において、審議会は最低賃金の決定、又はその改正決定の調査審議を求められた時は、専門部会を設置しなければならないと規定されており、当専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項に基づき、当該最低賃金の関係労使の代表委員及び公益委員の各委員同数で構成し、委員は9名以内とすることになっております。</p>

	<p>続きまして、青枠インデックス資料4の「沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程(案)」をご覧ください。</p> <p>沖縄地方最低賃金専門部会運営規程(案)につきましては、後日、沖縄地方最低賃金専門部会で審議、承認していただくことになっておりますが、先ほど、ご承認いただきました沖縄地方最低賃金運営規程との相違する条項は、第4条で(実地調査並びに参考人意見聴取)、第7条で(会議の公開で「原則非公開で開催する」と2つの規程があり、他は同様の規程となっております。</p> <p>今回は沖縄県最低賃金専門部会の設置につきましてご検討をお願い致します。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、沖縄県最低賃金の改正について審議、調査を行うため、関係法令に基づき、沖縄県最低賃金専門部会の設置を承認してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なし )</p> <p>それでは、設置の承認に引き続き、沖縄県最低賃金専門部会の委員について、事務局から説明をお願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい、専門部会の構成ですが、委員は、公益委員、関係労使の代表者委員3名ずつ、計9名で構成する予定であります。このうち、公益委員については、本審公益委員から任命させていただく予定としておりますが、労働者側代表委員、使用者側代表委員につきましては、最低賃金審議会令第3条第1項及び第6条第4項に基づき、それぞれの団体等からの推薦により選任することとされております。</p> <p>労働者側代表委員と使用者側代表委員の推薦についてですが、専門部会委</p>

	<p>員の推薦公示を本日7月4日から7月19日火曜日まで行いますので、ホームページ等で公示いたしますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願い致します。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から専門部会の委員の構成について説明がありました。</p> <p>御質問、御意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 意見等なし ）</p> <p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは続きまして、議事次第5の(3)「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」に移ります。</p> <p>これについて、事務局から説明お願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい、再度、青枠インデックス資料6の1枚めくっていただいて裏側の審議会令の方をご覧いただきたいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項によりますと、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」となっております。</p> <p>専門部会で全会一致の場合は、専門部会決議をもって審議会決議とするということでございます。</p> <p>具体的には、専門部会での多数決による決議は審議会できつがえる可能性もあることから、同項の運用に当たっては、原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限られるということでございます。</p> <p>当審議会におきまして、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、運用につきましては、今説明させていただきました全会一致の場合のみの取り扱いでよろしいかご検討をお願い致します。</p>

<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今事務局から説明がありました。今年度も最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たり、専門部会において全会一致の場合に限り、最低賃金専門部会の決議をもって、当審議会の決議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なし ）</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議事次第5の(4)「運営小委員会の設置等について」、事務局より説明お願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい、運営小委員会の設置等についてということで、(案)につきまして、青粋インデックスの資料5をお開きください。</p> <p>運営小委員会につきましては、本審の付託により、特定最低賃金(産業別最賃)の改正の必要性などについての審議を諮っていただいております。</p> <p>現在、沖縄県には6業種の特定最低賃金がされております。</p> <p>青粋インデックスの資料8に付けさせていただいておりますので、開いていただくと、こちらの方に2022年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明についてということで、2月18日に、今年度の特定(産業別)最低賃金の改正について、畜産食料品製造業、清涼飲料・酒類製造業を除く4業種から意向表明が提出されており、今月7月20日を目途に申し出が行われる予定となっております。</p> <p>申し出がなされた場合、沖縄労働局長から当審議会に「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を行うこととなっております。</p> <p>つきましては、申し出がなされた場合に備え、先程ご承認いただきました沖縄地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会の設置につきまして、先に本会議において、ご承認いただきたいと思います。</p>

	<p>構成につきましては、本審の委員の中から公労使3名ずつの代表委員、計9名で構成されます。任期は付託を行った期間ですので、年度内となります。設置の場合は、委員長及び委員長代理を置いて、選任された委員長が会務を総理すること、会議の招集、審議事項については、審議会本審の議決に基づき付託された内容となります。</p> <p>議事録及び議事要旨の作成等については、本審に準じて議事録署名人の設定を行います。</p> <p>運営小委員会の審議結果につきましては、本審の会長に報告し、最終的に本審で内容決定することとなっております。</p> <p>資料としてつけさせていただいております「沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」につきましては、これまでの各規程案同様、昨年度の審議会におきまして、ご検討いただいたものであり、今年度の変更点はございません。</p> <p>運営小委員会の設置並びに規程案につきましては、ご検討のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今事務局から説明がありましたとおり、沖縄労働局長から「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を受けた場合への対応を審議するために、今年度も運営小委員会の設置と規程(案)について、承認したいと思いますが、御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">( 異議なし )</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご承認いただきましたので、タイトルの運営規程(案)の案を削除していただき、文書末尾の附則の施行日を本日、令和4年7月4日より</p>

	<p>施行とさせていただきます。</p> <p>続きまして、委員の氏名についての案を事務局より配布しておりますので、少しお待ちください。</p> <p>それでは、特定最低賃金の改正の必要性についての諮問が行われた場合、「運営小委員会」を設置することとし、委員につきましては、沖縄地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、委員を指名させていただきたいと思っております。</p> <p>お手元の案のとおり、公益委員は岩橋委員、西村委員、そして私、島袋。労働者側委員は石川委員、鎌田委員、照喜名委員、使用者側委員は新垣委員、田端委員、比嘉委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なし ）</p> <p>それでは、只今指名させていただいた委員の方々をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>続きまして、議事次第5の(5)「令和4年度年間審議計画について」の検討に移りたいと思っております。資料として添付されておりますが、内容について、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい、お配りしています青枠インデックスの資料7を開いていただけますでしょうか。</p> <p>「令和4年度沖縄地方最低賃金審議計画(案)」をご覧ください。</p> <p>この計画案を作成するに際しては、改正される新たな地域別最低賃金の発効日を10月1日に全国斉一したいとする厚生労働省本省の方針等を踏まえて作成させていただいております。</p> <p>また、特定最低賃金の審議日程は、特定最低賃金合同専門部会において最終決定されるものですが、公益委員におかれては、特定最低賃金の委員も兼ねていただいておりますので、参考までに組みこまさせていただきますので、</p>

す。

この日程につきましても、昨年度やこれまでの改正発効日と大きなずれがないようほぼ同時期に実施することを予定させていただいております。

既に、各委員には、審議計画案を事前に配布させていただいているところですが、本計画案に基づき、審議会を開催させていただいてよろしいか、再度ご確認いただき、審議会スケジュールの最終調整をさせていただきたいと考えております。

ただし、予定どおり結審しない場合は、別途予備日を設けています。日程については、改めての調整になろうかと思っております。

また、本審議会で地域最低賃金改正額に係る答申後、答申内容に対する意見聴取の公示を行うこととなります。公示期間において、異議申し立てがあった場合には、異議に対する審議を行うため本審を開催する必要があります。

この日程案では、6番の8月3日答申の場合、8番の8月19日に異議審。また、7番の8月5日答申の場合、同じく8番のところになりますが8月23日に異議審開催となり、8月19日か8月23日に皆様にご参集していただくということになります。

さらに、計画表に記載されております7月下旬の25日から27日まで、現在調整中ではありますが、実施する予定の専門部会の事業場視察、毎年事業場を訪問し、経営者等と直接意見交換等を行う機会を委員の皆様にご設けさせていただいているものです。

地域最賃の改正審議を行う専門部会において、この対応を予定して調整しておりますが、現在、専門部会委員はまだ決まっておられませんので、専門部会委員に選任された委員あて別途ご連絡させていただく予定としております。

最後に、今ご覧になっている資料をめくっていただきますとA3の折りた

	<p>たまれているカレンダー形式の資料がございます。その日程案の中で1点追加説明したいところがありまして、産業別最低賃金の専門部会の審議日程に関してですが、9月14日のところが空欄となっておりますが、最近の調整で同日についても会場確保が可能というふうに、今のところ調整ができましたので、相手方使用の状況にもよるのですが、ひと月前にはわかるという状況なので、9月14日についても予備日、9月20日第3回専門部会 と書いてあるものがひとつづつ前にずれてきて、13、14、15、16日とこの1週間で4つ使用できるという予定となっておりますので、このところを御報告させていただきます。</p> <p>以上、資料7の審議計画案について事務局からの説明でした。御審議いただければと思います。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今事務局の方から、審議計画案について説明いただきました。これについて、御質問、御意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 委員 挙手 ）</p> <p>お願いいたします。</p>
<p>石川委員</p>	<p>お疲れ様です。石川です。第2回専門部会の事業場視察について、今のところ、何社くらいの予定でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 会長から、事務局お願いします、の声 ）</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>例年でいきますと今のところ3社を予定してしまして、現在7社から確認をとっているのですが、今のところ全社文書回答となっております。</p> <p>業種的には、食料品製造業、弁当等の小売業、ホテル業、洗濯クリーン</p>

	<p>グ関係、今回はホームランドリー、その他社会福祉、児童福祉、こういうところを7社あたっております。2社は大丈夫と話していたのですが、出来なくなったという状況となっております。</p> <p>ただ、まだ2週間以上ありますので、他のところにも当たりなおしております。こちらの方、実施については、第1回専門部会で報告したいと思いません。以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">( 委員 挙手 )</p> <p>お願いします。</p>
田端委員	<p>事業場視察の時間帯についても教えていただけないでしょうか。</p>
梅澤賃金室長	<p>今のところ、例年ですと、午後の時間帯、13時から17時の間で、訪問させていただくということで、事業場の方にはお願いしておりますが、今お話ししたとおり、今のところ、7社可能とっていたところが、2社出来なくなり、5社は文書回答にしてほしいということになっております。</p>
田端委員	<p>文書回答というところは、実施ではないということでしょうか。文書で、実施するとかという回答ではない、ということでしょうか。</p>
梅澤賃金室長	<p>はい、手順から言いますと、電話をして、検討していただけるというところにFAXをしてお願いをして、こういう項目ですとか、過去のホームページの掲載状況とか説明して、考えてもらって回答をいただくということをし</p>

	<p>ております。</p> <p>今のところ、文書回答なら大丈夫なんですけど、実施を期待していたところの2社がだめになったので、7社とも文書回答のみという状況になっております。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>田端委員よろしいでしょうか。</p> <p>( はいの声 )</p> <p>その他、御質問、御意見等ございませんでしょうか。</p> <p>( なし )</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、当審議会の日程案については、本計画案により執り行いたいと思います。各委員の皆様におかれましては、厳しいスケジュールではありますが、日程の確保をお願い致します。</p> <p>それでは、最後の議事次第5の(7)「その他」とありますが、事務局から説明をお願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>事務局より、事務連絡と今回配布させていただきました参考資料編の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、事務連絡ですが、今年度の中央最低賃金審議会の目安答申については、審議計画案、この資料の赤枠インデックスの5番に、第1回目安小委員会、中央の方で行われたものの資料を載せてあります。</p> <p>さらに資料5のところに、今後の予定案というのが載せてありますが、この中では、沖縄局は7月29日に第2回本審を予定しておりますが、その2日前の7月27日に答申の予定というふうに見込みが書いてあります。</p> <p>ですので、第2回本審の7月29日に中賃の目安答申の内容を伝達、経過説明をさせていただく予定としております。</p>

	<p>ただ、結果自体が前後する場合がございますので、目安答申については、出次第、昨年度までと同様、委員の皆様方には、情報が入り次第、メール等で提供させていただくという方針は同じやり方で継続させていただきたいというふうに思っております。ご承知おきいただければと思います。</p> <p>さらに別冊の参考資料でございますが、これまで審議会において、ご要望等がありました資料をつけさせていただいております。1番から20番までありまして、今年度の審議に御活用いただければと思っております。</p> <p>なお、労働団体より沖縄地方審議会事務局や審議に係る内容について要請をいただいているものについては、青枠インデックス資料の8番が連合様からの申出意向表明、9番が連合様からの要請文書、10番が沖縄県労連からの要請文書となっておりますので、こちらの方は、審議会長あての文書なので、つけております。</p> <p>併せて資料11番については、弁護士会からの文書を添付させていただいております。</p> <p>また、参考資料の赤枠インデックスの18番を開いていただきますと、使用者側団体の方からは、全国版として厚生労働省のほうに審議会に関する要望としてでておりますので、参考としてつけさせていただいております。</p> <p>後、青枠インデックスの12番を開いていただきますと、「業務改善助成金」の実績の計年度報告、令和3年度版までを含めて記載されたもの、及び「雇用調整助成金」等につきまして、それぞれの直近の日付のものを掲載させていただいております。</p> <p>こちらの方もご確認いただければと思います。</p> <p>この他、ご入り用の資料等がございましたら、事務局で検討させていただきまして、可能な限り対応させていただきたいと思っております。以上です。</p>
島袋会長	ありがとうございます。

只今事務局から、資料等の説明がございました。これについて、何か御質問等ありますでしょうか。

( なし )

それでは、本第1回審議会について、何か他に御質問、御意見等ありますでしょうか。

( なし )

特ににございませんので、本日の議事は終了いたしました。

これで、第1回の審議会を終了したいと思います。

第2回は7月29日の金曜日の14時からの開催となっております。

よろしくお願い致します。本日は、大変お疲れ様でした。

## 令和4年度第1回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年7月4日(月) 15:00～15:52
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用大会議室(2階)
- 3 出席者  
公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリ工 敬称略)  
労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、照喜名朝和、石川修治、宮城千絵 敬称略)  
使用者代表委員 5名(佐久本和代、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題等
  - (1) 沖縄地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任
  - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)
  - (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
  - (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
  - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
  - (6) 運営小委員会の設置等について
  - (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
  - (8) その他
- 5 議事要旨
  - (1) 沖縄地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任  
公益代表委員の中から、島袋秀勝委員が会長、上江洲純子委員が会長代理に選任された。
  - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)  
沖縄労働局長から、沖縄地方最低賃金審議会あて沖縄県最低賃金の改正決定に係る諮問がなされた。
  - (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について  
全委員より沖縄地方最低賃金審議会運営規程(案)の承認がなされた。
  - (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について  
全委員より沖縄県最低賃金専門部会の設置等について承認がなされた。
  - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について  
全委員より最低賃金審議会令第6条第5項の適用について承認がなされた。
  - (6) 運営小委員会の設置等について  
全委員より運営小委員会の設置等及び運営規程(案)について承認がなされた。
  - (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について  
全委員より沖縄地方最低賃金審議会年間審議計画(案)について承認がなされた。
  - (8) その他  
事務局より審議会資料の説明を行った。

以上

## 令和4年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	○ 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	島 袋 秀 勝	弁 護 士
	城 間 貞	公認会計士・税理士
	西 村 オ リ 工	弁 護 士
労働者代表委員	石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	鎌 田 健 嗣	U A ゼンセン沖縄県支部長
	砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
	照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	宮 城 千 絵	J P 労組沖縄地方本部執行委員
使用者代表委員	新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	発令年月日 令和3年4月1日（照喜名委員のみ、令和3年12月28日発令） 任期満了日 令和5年3月31日 各委員の配列は五十音順 は、審議会会長、○は、会長代理(令和4年7月4日選任)	

## 沖縄地方最低賃金審議会運営規程

### (目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、沖縄労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

### (会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

## 5 議事要旨(3)

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和4年7月4日から施行する。

令和4年度沖縄地方最低賃金審議会  
 沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿

	氏名	現職
公益代表委員	い わ 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	しま 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	にし 西 村 オ リ 工	弁 護 士
労働者代表委員	い し 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	か ま 鎌 田 健 嗣	U A ゼンセン沖縄県支部長
	て る 照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
使用者代表委員	あ ら 新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	た 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	ひ 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	指名年月日 令和4年7月4日 任期満了日 令和5年3月31日 委員の配列は各側五十音順となっています	

## 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

### (設置)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

### (構成)

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

### (委員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (小委員会)

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

### (会議の招集等)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

### (審議事項)

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

### (会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

### (議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和4年7月4日から施行する。

令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

5 議事要旨(7)

1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7.4 (大会議室)	月	1回 15:00	年間審議計画 専門部会、運小役割分担	会長、会長代理選出 地域専門部会の設置 運営小委員会の設置	地域最賃改定諮問 令6条第5項適用 年間審議日程計画				
	7.4(月) ~7.19(火)			地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/4~7/19)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/4~7/19)	庁舎掲示板/HP に掲示
2	7.21 (中会議室)	木						1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7.25 ~7.27 (事業場)	月 ~ 水						2回	(地域別)事業場実地視察 左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7.29 (大会議室)	金	2回 14:00		中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告 特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回	委員長、委員長代理選出	3回	実地視察結果 参考人意見聴取(労使各1名程度予定)	
						15:00	特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討	16:00		
5	8.1 (大会議室)	月						4回 15:00	(地域別)額提示、調整	
6	8.3 (大会議室)	水						5回 15:00	(地域別)額調整、(結審)	
	8.3(水) ~8.18(木)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)						庁舎掲示板/HP に掲示
7	8.5 (大会議室)	金	3回 16:00	特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合;採決) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 14:00	関係人意見聴取(概要書) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	(地域別)額調整準備(結審)	
	8.5(金) ~8.22(月)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/5~8/22)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示(8/5~8/22)	庁舎掲示板/HP に掲示
8	4.8.19 (大会議室)	金	4回 9:30		異議審(8/3答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
	4.8.23 (中会議室)	火			異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
9	4.8.31 (大会議室)	水						1回 14:00	(産業別合同部会) 部会長、部会長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
10	9.7 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)	
11	9.8 (大会議室)	水						2回 14:00	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)	
12	9.13 (中会議室)	火						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 新聞業	
								特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示	
13	9.15 (大会議室)	木						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 自動車(新車)小売業	
								特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示	
14	9.16 (大会議室)	金						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 各種小売業	
								特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示	
15	9.20 (大会議室)	火						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 糖類製造業	
								特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HPに掲示	
16	9.21、22 (大会議室)	水木						4回 15:00	(産業別) 額の調整(結審:予備日)	
17	9.28 (大会議室)	水	15:00						(産業別) 額調整、(採決:予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合	
								特定最賃(各業種)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板/HPに掲示	
18	10.6 (大会議室)	木	15:00						異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/13(新聞)、9/15(自動車)、9/16(各種商品)、9/20(糖類)結審の場合)	
19	10.7 (大会議室)	金	15:00						異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業)(予備日) 異議申出内容にかかる審議(9/13(新聞)、9/15(自動車)、9/16(各種商品)、9/20(糖類)結審の場合)	
20	10.14 (中会議室)	金	15:00						異議審(各業種)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/28(各業種)結審の場合)	

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
21	5.3.10 （大会講室）	金	5回 16:00		令和4年度の審議会総括について 令和5年度産業別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
審議会開催日程																														
開催時間																														
公示期間																														

第1回本審開催公示(30日まで)

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
審議会開催日程				第1回本審																	第1回 専門部会	予備日								第2回 本審 第1回 運営小 委員会 第3回 専門部会	予備日
開催時間				15:00																	15:00	15:00								14:00~ 15:00~ 16:00~	
公示期間																															

地賃改正諮問意見聴取公示(19日まで)

第2回本審開催公示(27日まで)

専門部会委員推薦公示(19日まで)

第3回本審開催公示(8月3日まで)

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
審議会開催日程	第4回 専門部会		第5回 専門部会		第2回 運営小 委員会 第6回 専門部会 第3回 本審	予備日			予備日・ 第7回 専門部 会 第4回 本審			予備 日・第8 回 専門部 会 第4回 本審							第4回 本審 (異議審)  (8月3日 答申の 場合)			第4回 本審 (異議審)  (8月5日 答申の 場合)		第4回 本審 (異議審) (予備) (8月9日 答申の 場合)					第4回 本審 (異議審) (予備) (8月12日 答申の 場合)	特定最賃 第1回産 業別専門 部会 (合同部 会)		
開催時間	15:00		15:00		14:00~ 15:00~ 16:00~				14:00~ 15:00~ 16:00~			14:00~ 15:00~ 16:00~							9:30			9:30		9:30					9:30	14:00		
公示期間																																

地賃改正答申意見聴取(異議申立)公示(18日まで)

地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(22日まで)

第3回本審開催公示

特賃改正諮問意見聴取公示 及び 専門部会委員推薦公示(22日まで)

地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(24日まで)

地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(29日まで)

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
審議会開催日程	特定最賃 第1回産 業別専門 部会予備 日(合同 部会)							特定最賃 第2回産 業別専門 部会	特定最賃 第2回産 業別専門 部会 (予備日)			(予備日)	特定最賃 第3回産 業別専門 部会		特定最賃 第3回産 業別専門 部会	特定最賃 第3回産 業別専門 部会				特定最賃 第3回産 業別専門 部会	特定 第4回 特定最賃 専門部会 (予備日)	特定 第4回 特定最賃 専門部会 (予備日)					第5回 本審 採決の 場合	第5回 本審 (予備日)	第5回 本審 (予備日)			
開催時間	14:00						14:00 15:30	14:00 15:30	14:00 15:30			14:00 15:30	15:00		15:00	15:00					15:00	14:00 15:30	14:00 15:30					15:00	15:00	15:00		
公示期間																																

特賃改正答申意見聴取公示(28日まで)

特賃改正答申意見聴取公示(30日まで)

特賃改正答申意見聴取公示(10/3まで)

特賃改正答申意見聴取公示(10/5まで)

特賃改正答申意見聴取公示(10/13ま

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
審議会開催日程						異議審	異議審 (予備日)							異議審 (9/28本 審採決の 場合)			異議審 (9/29本 審採決の 場合;予 備日)	異議審 (9/30本 審採決の 場合;予 備日)														
開 催 時 間						9:30	9:30							9:30			9:30	9:30														
公 示 期 間																																
	特種改正答申意見聴取公示(9/28~10/13まで)																															

令和5年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程										第6回 本審																					
開 催 時 間										16:00																					
公 示 期 間	第6回本審開催公示(2/21~3/8まで)																														

【答申別最短発効予定(地域最賃)】

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日
8月3日	水	8月18日 木	8月19日 金	8月30日 火
8月4日	木	8月19日 金	8月22日 月	8月31日 水
8月5日	金	8月22日 月	8月23日 火	9月1日 木
8月6日	土	8月22日 月	8月23日 火	9月1日 木
8月7日	日	8月22日 月	8月23日 火	9月1日 木
8月8日	月	8月23日 火	8月24日 水	9月2日 金
8月9日	火	8月24日 水	8月25日 木	9月5日 月
8月10日	水	8月25日 木	8月26日 金	9月6日 火
8月11日	木	8月26日 金	8月29日 月	9月7日 水
8月12日	金	8月29日 月	8月30日 火	9月8日 木
8月13日	土	8月29日 月	8月30日 火	9月8日 木
8月14日	日	8月29日 月	8月30日 火	9月8日 木
8月15日	月	8月30日 火	8月31日 水	9月9日 金
8月16日	火	8月31日 水	9月1日 木	9月12日 月

(特賃)

答申公示日	異議申出締切日	異議審am	官報公示予定日	発効予定日
9月13日	火	9月28日 水	9月29日 木	10月13日 木
9月14日	水	9月29日 木	9月30日 金	10月14日 金
9月15日	木	9月30日 金	10月3日 月	10月17日 月
9月16日	金	10月3日 月	10月4日 火	10月18日 火
9月17日	土	10月3日 月	10月4日 火	10月18日 火
9月18日	日	10月3日 月	10月4日 火	10月18日 火
9月19日	月	10月4日 火	10月5日 水	10月19日 水
9月20日	火	10月5日 水	10月6日 木	10月20日 木
9月21日	水	10月6日 木	10月7日 金	10月21日 金
9月22日	木	10月7日 金	10月11日 火	10月24日 月
9月23日	金	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月24日	土	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月25日	日	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月26日	月	10月11日 火	10月12日 水	10月25日 火
9月27日	火	10月12日 水	10月13日 木	10月26日 水
9月28日	水	10月13日 木	10月14日 金	10月27日 木
9月29日	木	10月14日 金	10月17日 月	10月28日 金
9月30日	金	10月17日 月	10月18日 火	10月31日 月